

第四十六回国会 参議院法務委員会會議録第十一号

昭和三十三年三月十二日(木曜日)

午前十時二十八分開会

委員の異動

三月十日 補欠選任 田中 啓一君 上林 忠次君

三月十一日 後藤 義隆君 小林 武治君

三月十一日 小林 武治君 後藤 義隆君

出席者は左のとおり。

委員長 中山 福藏君

理事 後藤 義隆君 稲葉 誠一君 和泉 覚君

委員 植木 光教君 大谷 賢雄君 鈴木 一司君

国務大臣 賀屋 興宣君

法務大臣 平賀 健太君

政府委員 法務省民事局長 西村 高見君

事務局長 常任委員 中村 順造君

会専門員 中村 順造君

中村 順造君

中村 順造君

中村 順造君

中村 順造君

本日の會議に付した案件

○理事の補欠互選の件

○不動産登記法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○鉄道公安職員の職務に関する法律を廃止する法律案(中村順造君発議)

○委員長(中山福藏君) これより法務委員会を開会いたします。

本日は、まず、理事の補欠互選についておはかりいたします。

去る三月十日、理事後藤義隆君が一時委員を辞任されましたために理事に欠員を生じておりますので、その補欠互選を行ないたいと存じます。

互選は投票の方法によらないで、委員長にその指名を御一任願いたいと存じます。

が、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(中山福藏君) 御異議ないと認めます。

それでは、理事に後藤義隆君を指名いたします。

○委員長(中山福藏君) 次に、不動産登記法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

稲葉君。○稲葉誠一君 百一条の改正のところ

で、「不動産の表示の登記のされていない不動産」、こうあるわけですね。

現在どの程度あるわけですか、全体のパーセンテージからいって。

○政府委員(平賀健太君) 不動産の表示の登記のない不動産でございますので、登記所では全然これは把握の方法

がございまして、どのくらいあるかとい

うことはわかりかねるのでござい

ます。土地についてはあまり例がない、比較的例子が少ないわけでございますが、問題は建物でございます。建物

が新築されますと、表示の登記の申請があるはずでございますが、それが直

ちに行なわれぬとおるといふ状態でありま

す。表示の登記のない不動産といふこと

になるわけ、例として建物がかかりあるといふことが考えら

れるわけでありま

す。○稲葉誠一君 建物台帳に載って

いるから表示の登記がされていないのは相当あるわけですか。

それはどの程度かといふことな

んです。○政府委員(平賀健太君) これは建物台帳に載

っておりますがまだ登記がされていない

の登記はございません。保存登記簿に保存登記がされてない建物

といふのは、これはかなりござい

ます。それから、ここに表示の登記と申し

ておりますのは、台帳と登記簿の一元化が進んだところは、台帳がなくなり

まして、登記簿一本になります。そして、この台帳の登録に当たるのが、い

わば表示の登記なのであります。で、ありますから、一元化後の状態につ

いて申し上げますと、表示の登記はさ

れているが所有権の登記はされてないとい

うことなるわけでありま

す。土地は比較的少ないわけであり

ますけれども、そういう建物がかなりあるわけ

でございます。○稲葉誠一君 私の聞きたいのは、建

物台帳に登録されておれば、一元化に従って当然

不動産の表示の登記がされるはずなわけ

ですね。ところが、現実には、事業がお

くれているため、これがまだされていないもの

がずいぶんあるわけでしょう。そこはど

ういうふうなわけでござい

ますか。○政府委員(平賀健太君) これは、た

だいま申し上げましたように、現在台帳と登記簿

の一元化の作業をど

んやっております。一元化が済みま

したところでは、台帳に記載されてお

ります。建物の登録が全部登記簿の表示の

登記になって変わってしま

うわけでありま

す。ところが、まだそれが済んで

おりませんところは、台帳と登記簿と

二本立てになってお

るわけでありま

どの程度割合があるの

だろうか、こう言

っているわけですか。大

ざっぱでいいんです

よ。質問の意味がわか

りますか。一元化されて

表示の登記が全部済

んでしまえば、これは

台帳がなくなりま

す。これはわかるので

すけれども、まだ途中

だから、いまの段階で

表示の登記まで至ら

ないものは建物の場

合どの程度あるの

だろうか、こう言

っているわけですか。

○政府委員(平賀健太君) この一元化

の作業は、御承知のと

おり十年計画でや

お聞きしているわけです。

○政府委員(平賀健太君) 台帳に載っておるだけでは、登記ある建物とは解釈することは困難であると思ひます。

○稲葉誠一君 そうすると、その仕事がおくれているために、建物に保存登記があれば問題がないけれども、保存登記がない。土地の所有者は変わってしまつた。そうすると、表示の登記がしてあればまあいいとして、国の仕事のやり方をおくれるために表示の登記まで至らないわけですね。その場合に、建物の所有者が非常な不利をこうむることになるのじゃないですか。建物取去明け渡し訴訟を起さなければ、対抗する権限が——台帳には登録されておるけれども、行政事務がおくられたために表示の登記が登記されてい

ないと、結局、建物の所有者が取去せざるを得ない段階に追い込まれてくるのじゃないですか。法律的にはそうじゃないですか。そこが私は問題があるのじゃないかと聞いています。

○政府委員(平賀健太君) 確かに仰せのような点はございますが、建物の所有者すなわち借地人といつたしましては、台帳の登録がすでにされておるわけでございますから、いつ何ときでも保存登記の申請はできるわけでありまして、保存登記の申請をして登記する道は常に開かれているわけでございます。それをやっていたら、これは登記簿と台帳との一元化の以前にすでにそういうことであつたのであります。が、そういう措置を講じていただくということになるわけでございます。

○稲葉誠一君 それはわかりきつてい

いえ、それはその人が悪いのかもしれないけれども、表示の登記というのは、本来第三者に対抗するのが登記の要件だ、本質だとすれば、登記という本質的な性格を持つていられるものとは違ふのじゃないですか。そうじゃないですか。これはこの前ちょっと話したところですが、一体、登録というものと登記というものと法律的にはどういふふうな違ふわけですか、要件なり効力は。

○政府委員(平賀健太君) これは建物保護法の精神であります。それは借地権の登記それ自体ではないわけ、現場に建物が建つておるということがまず前提なのであります。それが登記簿に登記されている建物の登記があれば、借地権自体の登記がなくても、その借地権をもつて対抗できるということなのでございまして、この建物の登記をして建物所有権の対抗力を必ずしも持つていなくてもいいのじゃないか、登記は、ですから、これは表示の登記だけでも足りるという解釈になるというふうな考えをおるわけでございます。で、表示の登記それ自体では、本来の登記の性質としましては、第三者対抗力がないと私も考えております。その点は台帳の登録と同じでございます。ただ、建物保護法の規定がこういふふうな登記ある建物ということになつております関係で、台帳に登録されている建物ということにはなつていないわけでありまして、その関係で、現行の建物保護法の解釈としましては、台帳の登録だけで足りるといふことは困難ではないかと思つたのでござい

ます。そういうわけで、稲葉委員仰せのよ

うに、早くそれでは建物の表示の登記をしてしまへばいいではないかというお考えが出てくるのは非常にごもっともでございますけれども、何ぶんこれが膨大な事務量でございますので、一挙にというわけにはなかなかいかないのでございまして、で、昭和四十六年の三月三十一日までには全部完了する予定でございますので、それまでの間のここの五、六年の間というものがちよつと均衡を失つたと申しますか、早く一元化の済んだところと済まないところとで不均衡が生じますけれども、やむを得ないというふうな私どもとしては考へておる次第でございます。

先ほど申し上げましたように、借地権者としてはいつでも建物の保存登記ができるわけでございますので、その措置をとつてもらえば借地権の対抗力が生ずるわけでございますから、ここ五、六年の間はそういうことでやつていただくというよりはかはないと考へておる次第でございます。

○稲葉誠一君 建物保護法のできたときに、その条文にある「登記の中には、いまい表示の登記なん」ということは全然考へなかつたわけでしょう。これは明治四十二年ですか、条文を持つておりましたけれども、でしたね。表示の登記なんということは全然考へなかつたのじゃないですか、保護法ができたときは、ただ、土地の賃貸借というのは地主の承諾が要るのでしよう、登記はね。実際地主が承諾をしないといつたかたないから、建物の保存の登記なら地主の承諾が要らないからということをやつたので、実際行政事務のおくれによつて非常に不利益をこうむるので、むしろ一元化のとき

に表示の登記が行なわれるまでには台帳登録をもつて表示の登記とみなすとかいう形の経過規定を設けておけば、その建物の所有者が不利をこうむることはなくなつてきたんじゃないですかね。そこまでは考へつかないわけですね。

○政府委員(平賀健太君) その点も考へなかつたわけではないのでございませうけれども、建物保護法それ自体が非常に変則な法律なのでありまして、借地権の登記をしないで建物の登記だけで借地権の対抗力を生じさせようという、非常にこれは無理があるわけでありませう。借地権の登記である以上は、借地権の対象はどの土地である、その土地の範囲がどれだけである、それから借地権の期間が何年、地代が幾らということまでも十分借地権の内容が登記されてはじめて対抗力があるということになるわけでありまして、単に建物の登記だけで借地権を対抗するといふのはきつめてこれは不完全きわまるものなのであります。いわゆる地震売買なんという言葉がございまして、たけれども、そういうものに対するためのほんとうにこれは応急的なものではないかと、建物保護法自体がこういふものでいいかという根本問題があるわけでありませう。これは借地法あるいは民法にからみまして根本的な改正が必要ではないかということで、他面私どものほうにいたしましては、この借地権の問題について根本的な改革を検討する必要があるということで、建物保護法にそういう一時的な応急的な改正をするといふことはこの際するのは妥当でないかというふうな考へたわけでございます。

○稲葉誠一君 私が前に言つた登録というのと登記というのとは一体どういう要件、どういふ効力が違ふのですか。登録とは一体何なんですか。

○政府委員(平賀健太君) 台帳の登録は、これはそういう土地なり建物が存在する、その現況がどうなつているかということをお公に証明するというのが登録の効果だろつと思つたのでございませう。権利を第三者に対して対抗するといふ効力はないというのが登録の性質なのでございませう。

○稲葉誠一君 いまあなたの言われたような登録だとすれば、表示の登記といふのは、ことばは登記だけれども、本質的には登録なんだ、法律的な効力から言へば登録なんだ、こういうことになるのじゃないですか。それを登記という形を言つて、建物保護法による保護を与えようと思つていられるのは非常にいいことだと思ひますけれども、本質的には登録ということになるのじゃないですか。

○政府委員(平賀健太君) 確かに台帳にかわる機能で台帳の登録的な機能も持つといふのが表示の登記の本来の効力だと思つたのでございませうが、建物保護法の解釈としましては、表示の登記だけでも足りるという解釈が建物保護法の立法の趣旨から言ひまして合理的な解釈ではなからうかといふふうな私どもは考へておるわけでありませう。

○稲葉誠一君 建物保護法は、やはり日本の現状に照らして借地権者をしてだけ保護したい。ことに不動産の借地権の登記というのはあまりないのじゃないですか、日本では、これは地主の承諾が要るわけでしょう。実際どうなんですか。

○政府委員(平賀健太君) 仰せのとおり、土地の賃借権の登記というのは非常に少のうございませう。

○稲葉誠一君 少ないのはどういうわけですか。

○政府委員(平賀健太君) これは登記請求権がないという法律的にそういう理論的な原因のほかに、借地上に建築物を持って居る人も、自分が住んでおらず限りは別に登記をしなくてもどうということはありません関係で、建物の保存登記自体はなかなかされない。何かそれを第三者に金を借りるとか、あるいはそれを第三者に売るとか、あるときはそれが登記をするというものが実情なんでございまして、ましては、地主の承諾なくしては登記ができません関係もございまして、これは非常に少ないのが実情であります。

○稲葉誠一君 その一元化は、どういふふうに行なわれているのですか。これはブロックごとに分けて順々にやっていくのですか。あれはどうかいふふうに行なわれているのですか。

○政府委員(平賀健太君) これは、前回も申し上げましたように、非常に膨大な事務量になりますので、十年計画でやる。土地・建物の総筆数・個数を大体十等分いたしまして、それを全国的に適當な法務局なら法務局、あるいは支局、出張所を選びまして全国的に実施をいたしております。

○稲葉誠一君 それに対する費用というの、どういふふうな根拠で要求しているわけですか。

○政府委員(平賀健太君) これは、一番最初にこの全体の仕事を完成するために必要な経費というものを総経費を出して、そしてそれを毎年十年に分けてやるわけにございませうが、たゞ、具体的には、たとえば賃金の単価が上がるとか、用紙代が上がるとかいうようなことで、大体の目安は最初立てましたのに従いますけれども、毎年若干ずつふえていくという傾向になるわけにございませう。平均いたしますと、総額は二億七千万前後になっております。

○稲葉誠一君 最初は総額で二十一億くらいじゃなかったのですか。

○政府委員(平賀健太君) 最初はたしか総額は二十五億というふうな計算だったと思ひます。ただ、たゞいま申し上げましたように、賃金の単価が年々上がったたり、あるいは用紙代が上がったりというふうなことで、毎年少しずつふえていく状況にございませう。

○稲葉誠一君 百一条の改正ということで、「判決又は取用により直ちに所有権保存の登記の申請をする場合」というのがありますね。判決によつてやる場合の判決主文の書き方ですね。判決の主文の書き方が悪くて、判決は確定したけれども、登記所に行くところ、こんな主文ではだめだといつて突き返されることがあるんです。ことに、判決じやなくて調停や和解でやる場合があるでしょう。そういう場合に法務局とあれしつて突き返される場合があるんですけれども、どういふふうな主文がいいわけですか。そんなことを聞くのはおかしいのですけれども、実際問題としてすいぶんあるんですよ。

○政府委員(平賀健太君) この百一条の二項で規定いたしておりますのは、不動産の表示の登記のない不動産についての場合にございませうが、そうでない

一般的な場合で、せつかくもらった判決を持って登記の申請をしたら受け付けてもらえない。よくございませう例は、不動産の表示が間違っている、あるいは登記義務者の表示が、訴訟でいきましたと被告になっておる人の表示が、登記簿に載っておりますところの登記義務者の表示と違つておる、そういうふうなことで受け付けられないというふうなことが多量のじゃないかと思ひます。

○稲葉誠一君 その主文はどういう書き方をするのが一番正しいんですか。

○政府委員(平賀健太君) 主文それ自体はあまり問題はないので、被告は原告に対しこれこれの不動産について売買を許可するから、所有権の移転登記をせよ、そういうふうな主文でいいわけですよ。主文の表現自体がどうということよりも、むしろよくあります例は、不動産の表示が違いますとか、あるいは登記名義人の登記と登記簿の記載と合っていない、そういう場合が多いと思ひます。

○稲葉誠一君 調停の場合とか和解の場合、よくその主文がいけないとか、調停だから主文はありませんけれども、調停条項でいけないとかいって登記所から突き返される場合があるわけですね。これは裁判所のほうと法務局との間でよく意見が違つたり対立したりして、裁判所の判事がしようがなくして一々法務局に電話をかけてどういふ主文にしたらいかなどと聞いておる場合があるんですよ。これは質問じゃないですけれども、そういうことがあるんです。

それから共同担保の問題に入るのですけれども、その前にちよつと九十条の改正のところ、土地の一部が河川の敷地になつたようなことによる土地の登記の抹消というのがありますね。河川敷の場合は全部囑託でやるわけですか。

○政府委員(平賀健太君) さようございませう。

○稲葉誠一君 河川敷が実際には流れてしまつてなくなつてしまつたというふうな場合が相当あるわけですね。こういうふうな場合も全部囑託がなくなつていられないわけですか。

○政府委員(平賀健太君) 河川敷となつた場合には、これは河川の管理官庁から常に囑託をするということになつております。

○稲葉誠一君 「共同担保目録の制度を改善すること」というのが、どうもここにあるのを読んでみてごたごたしてよくわからないのですが、どういふ点が合理化なんです。これは合理化と簡素化と分けておられるのですか。全体を一本にしてこうだということ意味なのですか。ここがよくわからないんですよ。

○政府委員(平賀健太君) 現行法におきましては、不動産を共同担保にします場合に、不動産が五個以上の場合には共同担保目録をつけまして、共同担保目録を見ればこれだけの不動産がこの債権の共同担保になっているところとがわかるわけでありませう。ところが、五個未満でありませうと、四個以下の場合には、一々登記簿に「たとえ甲という不動産、それに乙丙丁と四つの不動産が共同担保になっていませうと、甲不動産の登記用紙には乙丙丁という不動産の表示をしまして、甲の不動産とともに担保の目的になっている

乙丙丁を表示しなければならぬ。ところが、乙不動産の登記用紙には、さらに甲丙丁の不動産を表示しまして、甲丙丁とともに担保の目的となつていませう。それを丙の不動産の登記用紙につきましても一々書かなければならぬということになるわけでありませう。ところが、現行法では、五個以上の場合には、共同担保目録で全部共同担保関係がわかりますので、各不動産の登記用紙には、たとえ甲不動産については共同担保目録記載の物件とともに担保目的になっていると、それだけの記載で済むことになるわけでありませう。

でありませうから、現行法の五個以上というのをやめまして、共同担保の場合には常に共同担保目録をつけて登記の申請もするし、その共同担保目録の提出がありますと、これは登記用紙の一部になりますので、常に共同担保関係の場合には登記簿の記載は共同担保は共同担保目録記載のとおりということとで済んでしまふわけでありませう。これは非常に登記所の手数も省けますし、また申請人にとりましてもそれが便利になるというふうな考えられるわけにございませう。

○稲葉誠一君 共同担保の目的である不動産が法務局の管轄で分かれる場合があるのじゃないですか。たとえば、東京の不動産と神奈川県川崎市の不動産と一緒に共同担保目録として抵当権を設定する場合がありますね。そういう場合はどうするのですか。抵当権者は、申請する場合に両方やるわけですか、東京と神奈川県川崎市の両方に出すのですか。

第三部 法務委員会会議録第十一号 昭和三十三年三月十二日 【参議院】

申請はどうなんでしょうか。

○政府委員(平賀健太君) これはそういう例はよくあるわけでございます。現行法のもとにおきましても、やはり他管の不動産と共同担保の関係にありませぬ。全部で五個以上であれば共同担保目録を出しますし、五個未満であれば一々やはり他管の不動産の場合はその不動産を表示しまして共同担保だということを書くことになるわけでありませぬ。今度の改正では、他管の場合も同じこととしまして、合わせて共同担保の関係にある場合は常に共同担保目録を出す。他管のものもその目録の中に一緒に書いてやるわけでありませぬ。

○稲葉誠一君 それはわかるのですけれども、抵当権の申請なんかする場合に、あれですか、たとえば東京へもする、神奈川へもする、両方やるようになるんですか。

○政府委員(平賀健太君) これはどうしてもそういうふうになります。共同担保関係にある不動産が東京と神奈川に分かれていますれば、東京にある不動産につきましても東京の登記所に、神奈川にある不動産については神奈川の登記所に、これはどうしてもそうならざるを得ないわけでありませぬ。

○稲葉誠一君 それを東京なら東京だけやって、あとは法務局のほうで囑託かなんかやって神奈川に登記する、そういうような形はとれないのですか。

○政府委員(平賀健太君) それも考えられるわけでございますが、たとえば東京の登記所に神奈川にある神奈川の登記所の所管の不動産について一緒に登記の申請ができるということにしますと、こちらのほうでは、神奈川にあ

る不動産については登記簿も何もないわけでありませぬから、はたしてその登記が適法なものかどうかということの調査はできない。どうしてもやはり登記の管轄というのには規則は厳重に守りませぬと、適法な登記が間違いないでございませぬと保証できないわけでありませぬ。その関係で、不動産登記法の第四十九条では、管轄に属さない不動産については登記の申請がございませぬ、それは却下しなければならぬということになるわけでありませぬ、登記所の管轄というものがございませぬ以上は、それはやむを得ないと思つてございませぬ。

○稲葉誠一君 それは、管轄をやかましく言うのはそれなりに理由があると思つてはございませぬ、いまの例で、神奈川の法務局に適法に登記がされているかどうかわからないというのにはそれはおかしいので、その登記簿の謄本をとれば、ちゃんと認証してあるのですから、それを持って来れば、権利の設定がされているんじゃないんですか。それでは理由にならないんじゃないんですか。手続的にめんどうだとか何とかという理屈なら別ですけれども、何か便法はないんですか。

○政府委員(平賀健太君) 謄本なんかとってきてやればわかるんじゃないんですか。登記簿を謄本をとるにはやはりその登記所に普通行くわけにございませぬので、その際に登記の申請もするというのが筋だろと思うのでありませぬ。

○稲葉誠一君 それは、登記簿の謄本は郵便で申請すればとれるんです。まあそれはいいんですが、ここに書いてある「民法第三九二条の規定の適用又

は準用」、これはどういうことですか。

○政府委員(平賀健太君) これは三百九十二条は共同担保関係の場合の法律関係で、御承知のとおり規定でございませぬ。立木とか財団だとかその他の不動産とみなされるそういう財産権につきまして三百九十二条の規定がやはり準用になるわけにございませぬ。

○稲葉誠一君 九十六条ノ二の改正のところでは、「本条第一項の改正は、区分所有の目的でない建物の区分の登記をする場合において」と、こういうふうにあるわけにございませぬ、これはどういうことなんでしょうか。

○政府委員(平賀健太君) いまの御質問の、九十六条ノ二の改正条文の逐条説明の「区分所有の目的でない建物の区分の登記をする場合」と申しますのは、一個の建物がございまして、それがたとえば中に壁で仕切りがしてありまして二個の建物としてもそれぞれ建物としての効用を果たすという場合に、一戸建ての建物を二個に分ける、そういう場合が区分であります。

○稲葉誠一君 アパートの一室なんかを自分の所有権としてそれを登記することはできないのですか。

○政府委員(平賀健太君) まあ本格的なアパートでありますと、それはできるわけでありませぬ。建物の区分所有等に関する法律のいわゆる区分所有権の対象になると考えられます。

○稲葉誠一君 本格的なアパートというのとはどういふのですか。本格的でないアパートがあるのか。

○政府委員(平賀健太君) 最近ではあまりそういうのはないかもしれませぬが、アパートとは名ばかりで、その部

屋自体では独立して建物としての効用を果たさない、ベニヤ板なんかで簡単な仕切りなんかしてあるというふうなものでございませぬ、これはちよつと区分所有の目的ということにはなりかねると思つて、最近建てておりますああいうらっぱなアパートになりますと、これは当然区分所有の目的となると思つてございませぬ。

○稲葉誠一君 建物というか「不動産の分割又は区分により」と云々とありますが、分割と区分というのはどういふふうに違ふのですか。

○政府委員(平賀健太君) これは、建物の分割と申しますのは、主たる建物と付属建物とあります場合に、付属建物を独立させまして付属建物を分離してそれを主たる建物にするとか、あるいはその付属建物をほかの建物の付属建物にするという場合に分割と言つわけでありませぬ。

区分といふのは、区分所有権の場合のその区分、一棟の建物を区分して区分所有権の対象にする場合を区分と申しております。

○稲葉誠一君 「登記官吏が職権で分筆の登記をする」と、こういうふうにありませぬ、「法律案説明」で、それで、登記官吏が職権で登記できるというのとはどういふ場合があるんですか。

○政府委員(平賀健太君) これは不動産登記法の八十一条ノ二の第三項に規定がございまして、「筆ノ土地ノ一部が別地目ヲ為リ又ハ地番地域ヲ異ニスルニ至リタルトキ、たとえは畑であつたものの一部が宅地になるとか、あるいは地番区域が違つてくる——何丁目何番地というふうは何丁目の何番地といつておりますその何丁目の丁界、

大字界が変更になつたりしますと、変更といふますか一筆の土地のまん中を通りまして新しく大字の境界が設けられるということになりますと、これは地番区域が異なつてまいりますので、その場合には、当事者の申請があればよろしいのでございませぬけれども、申請がない場合は職権で分筆の登記を登記所にしなければならぬ。実際問題として多くの場合に所有者から申請がある場合が多いのでありますけれども、たまにはこういうことがあり得るわけでありませぬ。

○稲葉誠一君 登記官吏が職権でやるというのには、例外中の例外になるわけですか。

○政府委員(平賀健太君) これは現行の台帳関係と表示の登記の関係におきましては職権でもできるというたてまえでございませぬが、なかなか実際問題としてはこれは職権では申しませぬ、これを実際に行なう場合はきわめてまれでありまして、大部分の場合は所有者の申請に基づいて行なつております。

○稲葉誠一君 「不動産の合併の場合の所有権の登記の簡明化」というのが説明が書いてあるのですが、いままでのやり方と今度のやり方とは、具体的にどういふふうな違ふんですか、ちよつとよくわからないところがあるんですがね。

○政府委員(平賀健太君) たとえば土地について申し上げますと、甲乙丙丁戊という五筆の土地があると仮定しまして、乙丙丁戊の四筆の土地を甲の土地に合併するということになりますと、甲の土地の登記簿がございまして、最初に表題部があつて、それから

甲区、乙区というふうにございます
が、その甲区に所有権に関する事項が
記載されているわけでございます。甲
の土地の甲区の所有権に関する事項
を記載する個所に、乙丙丁戊の各不動
産の所有権に関する登記事項を全部そ
こに移さなくちゃならぬことになるわ
けであります。それが非常に手数がか
かるわけでございます。最近の例に
おきましては、ことに都市の郊外地な
んかで宅地造成が行なわれます場合
に、多数の土地を合併いたしました。そ
さらにそれを区画を整理いたしました
としてそれを分筆をして譲渡する、分
譲というふうなことが行なわれており
ます。現在の取り扱いは、いますと
ます、合併した場合に、各不動産の所
有権に関する登記事項をある一つの不
動産に集中しまして全部これを移して
まいりまして、それをまた分筆いたし
ますときには、そのずらりと並んだ所
有権の登記事項というものが分筆され
た個々の不動産にずつとついていくこ
とになるわけでありまして、であります
から、各不動産の甲区の所有権に関す
る登記事項は、実に長くなりまして、
場合によりましては登記簿の二枚にも
三枚にもわたるといふ膨大なものが出
てくる。あまり実益がないという所
有権に関する登記事項が、非常に長い
ものが出てくるのでございます。以前
でございまして、そういう大規模な宅
地造成とか、工場団地をつくるとかい
うようなことがあまりございせん
でした関係で、そうたいした手数でもな
かったのでございまして、最近ではそ
れが非常に大きな手数になっておりま
す。

は、その場合には一々合併の対象にな
りました個々の不動産の所有権に関す
る登記事項を移してくるということ
をやまして、合併によって何某のため
に所有権の登記をする——ちようど所
有権の保存の登記をする場合と同じよ
うな単一の所有権の登記をしようとい
うのがこの改正案のねらいでございま
す。それによって十分合併の登記の目
的を達するというわけでございます。
○稲葉誠一君 不動産登記をする場合
に、法務局に納める印紙ね、あれはど
ういう性質のもので、どういう基準に
従って納めることになっているのです
か。
○政府委員(平賀健太君) 登録税は、
登記することによりまして不動産物権
の第三者対抗要件が備わるわけでござ
いまして、登記の申請をした者がそれ
によって利益を受ける、まあ何らかの
国の行為によって利益を受けるという
場合には税を納めるというのがこれは
税法の根本の建前だろうと思つて、ご
ざいます。なおそのほかに、やはり
手数的な点も多少加味されているの
じゃないか。まあしかし、根本はやは
りこれによって利益を受ける、その利
益の程度に応じてこれを税金として徴
取するというのが、登録税法の建前だ
と思つてございます。

○稲葉誠一君 その場合、売買価格な
どを基準にして登録税をかけるわけ
でしょう。すると、売買価格の算定なん
かどうやってやっているんですか。ど
うもあれが、何といひますかね、あま
り基準なしにやっているのじゃないで
しょうか。
○政府委員(平賀健太君) これは現実
の売買価格ではございせん、その
不動産の評価をいたしまして、実際の
取引価格とございせん、不動産
の評価を基礎にいたすわけでございま
すが、その評価も、多くの登記所は大
体固定資産税の評価を基準にいたして
おります。ただ、固定資産税の評価
は、御承知のとおり必ずしもこれは全
國的に基準が一致しておりませんの
で、かなりでございまして、この評価が
適正でないと思つた場合には、多少
これを修正いたしまして適正になるよ
うにということと修正した価格という
ものを登記所で持つてございまして、そ
れを基準にしてやっておるわけであり
ます。

○稲葉誠一君 まあそのことはまた別
の機会に聞きます。それに関連して税
通の問題があるでしょう。これはいま
亀田さんから質問がありますから、私
はきょうはしませんが、その場
合に、あれですか、それはやはり不動
産登録税と、こう言うわけでしょう。
登記なんだけれども、登記税とは言わ
ないで、登録税と言っているのは、登
記という概念はやはり登録という概念
の中に入ってくるのですか。そういう
考え方なんですか。
○政府委員(平賀健太君) 御承知のと
おり、登録税法にはいろいろ入つてお
りまして、不動産登記でございまして
か商業法人の登記は、これは登記で
ございまして、そのほか、鉱業権の登録
とか、そういう登録と呼ばれておるも
のも入るわけでございまして、それを
総称して登録税と、こう言つておるの
だらうと思つたが……。

○稲葉誠一君 だから、広い意味で言
うと登録に入るんですか。
○政府委員(平賀健太君) そこは、登
録税法各条の内容を見ますと、登記税
に相当するものもあるわけでございま
す。ただ名称を登録税法と言つておる
のかとも思つたが……。
○後藤藤隆君 ちょっと民事局長にお
聞きしますが、不動産の表示の登記を
すれば建物保護法の登記ある建物とい
うことに認められるということとをさ
きあなたは答弁されたわけですが、
ところが、それは裁判所もそれを認め
ておりますか、どうですか。
○政府委員(平賀健太君) これはまあ
私もはそう解すべきではないか、解
すべきであらうというふうに思つてお
りますが、まだ裁判所の判例は私も
承知いたしておりません。
○稲葉誠一君 判例がないのはこの前
聞いたのですけれども、法務省が登記
に関してそういう解釈をとっているの
なら、これはやはり裁判所との間で十
分打ち合わせをしてそれを徹底させた
ほうがいいのじゃないでしょうかね。
私は何かあまりその点は徹底していな
いように考へるんですがね。そういう
点はどうかでしょうか。
○政府委員(平賀健太君) まあこれは
稲葉委員に申し上げるまでもないの
ですが、裁判官はそれぞれ個々独立で
ございまして、たとえば最高裁判所の事
務当局と私も打ち合わせまして
も、それが個々の裁判官を拘束するわ
けでもありませんし、これは今後の判
例にまつよりほかはないと思つたよ
うに、建物保護法の精神からいしまし
て、いやしくも現場に建物がある。そ
れから、建物があるだけでは所有者が
だれであるかということはずぐわかり
ませんが、表示の登記におきまして
も、これはまだ保存登記がされてお
りませんでも、所有者の登記はあるわ
けでございます。この建物だれのもの
かということはおわかりでございま
す。で、建物保護法の精神からいしま
すと、当然そう解釈するのが正しい解
釈ではないかということ、法務省と
いたしましては表示の登記だけで足り
るといふ解釈をとつておるわけであり
ます。この解釈は、私どもの考へでは
裁判所のほうでもおそろくこれを認め
てもらえるだらうというふうに信じて
おるわけでありまして。

○稲葉誠一君 建物の所有者はだれで
あるかということと表示の登記でわか
るんだと、だから建物保護法の登記の
中に入れていいのだということなら、
これは建物台帳法で結局同じ目的を達
するんですから、しかもそれが一元化
が非常におくれているというか、初め
私ども五年間の計画だと聞いていたん
ですが、十年計画になったということ
になれば、おくれるために一般の人が
非常に不利をこうむる危険性があるわ
けですから、その点はもっと考へてく
れなさいいけないんじゃないですか。
同時に、一元化ということをもっと早
く予算を取ら取つてやるようにし
なければいかんと思つたんですがね。こ
れは私のほうの要望ですけれども、
前々から話してありますからおわかり願
えることだと思つたんですが、私はこれ
で終わります。
○委員長(中山福蔵君) 亀田君。
○亀田得治君 不動産登記法の一部改
正に関して若干お尋ねをしたいと思います

第三部 法務委員会会議録第十一号 昭和三十三年三月十二日 【参議院】

○政府委員(平賀健太君) これは現実
の売買価格ではございせん、その
不動産の評価をいたしまして、実際の
取引価格とございせん、不動産
の評価を基礎にいたすわけでございま
すが、その評価も、多くの登記所は大
体固定資産税の評価を基準にいたして
おります。ただ、固定資産税の評価
は、御承知のとおり必ずしもこれは全
國的に基準が一致しておりませんの
で、かなりでございまして、この評価が
適正でないと思つた場合には、多少
これを修正いたしまして適正になるよ
うにということと修正した価格という
ものを登記所で持つてございまして、そ
れを基準にしてやっておるわけであり
ます。

○稲葉誠一君 まあそのことはまた別
の機会に聞きます。それに関連して税
通の問題があるでしょう。これはいま
亀田さんから質問がありますから、私
はきょうはしませんが、その場
合に、あれですか、それはやはり不動
産登録税と、こう言うわけでしょう。
登記なんだけれども、登記税とは言わ
ないで、登録税と言っているのは、登
記という概念はやはり登録という概念
の中に入ってくるのですか。そういう
考え方なんですか。
○政府委員(平賀健太君) 御承知のと
おり、登録税法にはいろいろ入つてお
りまして、不動産登記でございまして
か商業法人の登記は、これは登記で
ございまして、そのほか、鉱業権の登録
とか、そういう登録と呼ばれておるも
のも入るわけでございまして、それを
総称して登録税と、こう言つておるの
だらうと思つたが……。

○稲葉誠一君 だから、広い意味で言
うと登録に入るんですか。
○政府委員(平賀健太君) そこは、登
録税法各条の内容を見ますと、登記税
に相当するものもあるわけでございま
す。ただ名称を登録税法と言つておる
のかとも思つたが……。
○後藤藤隆君 ちょっと民事局長にお
聞きしますが、不動産の表示の登記を
すれば建物保護法の登記ある建物とい
うことに認められるということとをさ
きあなたは答弁されたわけですが、
ところが、それは裁判所もそれを認め
ておりますか、どうですか。
○政府委員(平賀健太君) これはまあ
私もはそう解すべきではないか、解
すべきであらうというふうに思つてお
りますが、まだ裁判所の判例は私も
承知いたしておりません。
○稲葉誠一君 判例がないのはこの前
聞いたのですけれども、法務省が登記
に関してそういう解釈をとっているの
なら、これはやはり裁判所との間で十
分打ち合わせをしてそれを徹底させた
ほうがいいのじゃないでしょうかね。
私は何かあまりその点は徹底していな
いように考へるんですがね。そういう
点はどうかでしょうか。
○政府委員(平賀健太君) まあこれは
稲葉委員に申し上げるまでもないの
ですが、裁判官はそれぞれ個々独立で
ございまして、たとえば最高裁判所の事
務当局と私も打ち合わせまして
も、それが個々の裁判官を拘束するわ
けでもありませんし、これは今後の判
例にまつよりほかはないと思つたよ
うに、建物保護法の精神からいしまし
て、いやしくも現場に建物がある。そ
れから、建物があるだけでは所有者が
だれであるかということはずぐわかり
ませんが、表示の登記におきまして
も、これはまだ保存登記がされてお
りませんでも、所有者の登記はあるわ
けでございます。この建物だれのもの
かということはおわかりでございま
す。で、建物保護法の精神からいしま
すと、当然そう解釈するのが正しい解
釈ではないかということ、法務省と
いたしましては表示の登記だけで足り
るといふ解釈をとつておるわけであり
ます。この解釈は、私どもの考へでは
裁判所のほうでもおそろくこれを認め
てもらえるだらうというふうに信じて
おるわけでありまして。

○稲葉誠一君 建物の所有者はだれで
あるかということと表示の登記でわか
るんだと、だから建物保護法の登記の
中に入れていいのだということなら、
これは建物台帳法で結局同じ目的を達
するんですから、しかもそれが一元化
が非常におくれているというか、初め
私ども五年間の計画だと聞いていたん
ですが、十年計画になったということ
になれば、おくれるために一般の人が
非常に不利をこうむる危険性があるわ
けですから、その点はもっと考へてく
れなさいいけないんじゃないですか。
同時に、一元化ということをもっと早
く予算を取ら取つてやるようにし
なければいかんと思つたんですがね。こ
れは私のほうの要望ですけれども、
前々から話してありますからおわかり願
えることだと思つたんですが、私はこれ
で終わります。
○委員長(中山福蔵君) 亀田君。
○亀田得治君 不動産登記法の一部改
正に関して若干お尋ねをしたいと思います

ます。

稲葉委員はじめ非常に詳細に御質問があつたはずでありますので、税通関係と登記所の統廃合の問題につきまして少しお尋ねをするつもりです。

その前に、これもすでにこまかな質疑があつたと思いますが、しかし、基本的に重要なことですから、かたがた大臣もお越しになっておられますので、重ねてお伺いするわけですが、最近登記事件というものが年々非常にふえてきているわけですが、しかし、その関係の職員はたいしてふえない。増員されないわけですが、結果において、現在ですらに相当負担過重になっておられるわけ

して、こんな調子で行つたんで登記関係の仕事というものがそのうち非常に危機的な状態に突っ込んでいくんじゃないかという感じがしておられるわけですね。こまかいことを言うんじゃないですか、こまかいことを見てもその点ひとつもう一度どういふふうな考え方を持っておられるのか、お聞きしておきます。

○政府委員(平賀健太郎君) 登記事務の実情は、ただいま亀田委員の仰せられますとおりのことになっておられます。最近における非常な登記事件増と人員の不足、かたがた加えまして登記所の施設が非常に貧弱であるという関係におきまして、これは大都市においてであります。登記の処理が一週間あるいは十日もおくれるというので、非常に憂慮すべき状態にあるのであります。登記は、本来即日登記されてこそ登記の効用を全うするわけでございます。一週間も十日もおくれるということとはまことに私どもゆゆしいことだと思つておられるわけでございます。

一日も早くこういう事態を解消したいというところにおきまして、職員の相当数の増加と、それから施設の改善、それから事務効率をさらに向上させますために最近の事務機械やなんかを入れて、すみやかにこういう状態を解消したいと思つておられます。

○亀田得治君 こういう状態をきちんとして解決するには、なかなか部分的にやってもいかんわけですね。人だけふやしてもだめだ。人が入るところがないわけですね、現状では。だから、物的な関係、人的な関係、双方に手を付けなければいけません。そうなりますと、どうしても年次計画的なものをつくらぬと持つて、そうして社会の需要にこたえることができるようなものをつくらぬといかん。近ごろは、道路でも、河川の改修に当たつて、みんな年次計画というものを立ててやるわけですね。これほどいろいろな不動産関係の移動等が激しくなるということをお考えますと、ぜひいまのうちにそのことをやりますと、破産状態になる心配があるわけですね。これはなかなか民事局長だけ張り切つてもできないわけですね、大臣がその気になって、そうして政府全体がそのことを認識してもらつて取つ組むということになれば進まぬと思つておられます。そういう意味で、大臣のこの問題に対する所見をお伺いしておきたいと思つておられます。

○國務大臣(賀屋興宣君) いまの御質問の趣旨は、御同感の点が非常に私も多いのであります。登記事務の正確迅速を期するために大いに努力する方面がたくさんなくちやならぬ。今回の御審議を願います法律案も、その一環をなすわけでございます。事務を正確

を欠かんで簡素化できるものは十分に簡素化していく。それから物的設備のうちいろいろなそのための用具とか器具と申しますか、こういうものはこの方面には大いにそれで簡素化するというウエートが比較的少ないかもしませんが、これも尽力いたすわけでございます。それから結局人手が足りないといふことが大きな理由かと思つておられます。その意味におきまして、近來たいがい毎年二百名定員を増加しておりますが、決して十分とは思つておりません。ただ、ほかのいろいろな国の行政上の仕事、こういうものに対しては、必要の増員の権衡とかいろいろな点から申しますと、決して十分ではないといふ点から申しますが、ある程度にはその権衡論からいけば財務当局でも相当な努力をいたしておるようでございます。さら、なおこの点につきましては努力を重ねてまいりたいと思つておられます。

ただ、電話とかあるいは特許事務のような過去の停滯件数が非常に多くてこれを何年間に解消するといふふうな意味の年次計画は割合にいま必要は少ないかと思つておられますが、これも予測をどう見てもありますが、人員の増加は困難でございます。人員の増加をもう少し早いピッチでやらなくちやならぬじゃないかといふふうな考えをしております。今後ともそれについて努力をしてまいりたいと思つておられます。

○亀田得治君 いま大臣からも前向きな御答弁がありました。問題は、二つ私感したわけですが、一つは、物的関係の強化というものは、機械器具だけじゃないので、むしろ建物ですね、これが非常に狭隘なんです、どこで

も。税通問題なんかでも、ああいうものが起こるのも一つは私はそういうところから来ておると思つておられます。これはいま言うて来年に全部解決したようなわけにとでもいかにわけしてね。そういう意味では、やはりきちんとして年次計画というものを立ててもらいたいと思つておられます。国民の大事な権利書をしておくとこんなですから、あまり見すばらしいところにあると、どうも何か信頼度が、それだけで薄れるといふわけじゃないかと思つておられます。これは限度がありますから、外観だけではない、現在問題になつておられるのは具体的にスペースが少ない、人が働くところが。だから、ぜひこれはひとつ年次計画的なものを立ててほしい。裁判所のように事件がたまつていてそれを解消するのにどうするかといふようなそういう問題は登記にはない。しかし、いま民事局長がおっしゃつたように、登記はその日のうちにやらなければ非常に不便なわけなんです。その日のうちに済ませないで原則なんです。しかし、一週間なり十日なり延びるといふのがあるというふうなことを解消しようと思つておられます。これはやはり年次計画が人的物的関係でそろつてこぬと、そうならないんです。どうして。登記で一日おくれるといふやうなことは、裁判の遅延なんかと比較すれば、二カ月三カ月の遅延に匹敵するんじゃないかと思つておられます。わずかに十日くらいはありますが、登記の場合の十日といつたらたいへんなんです。だから、そういう認識でひとつ何とか計画を持つてほしいですね。大蔵省でも、たとえば道路というふうなことになる、現実には道路をつくつて皆が

そこを走つて歩いて便利だということがびんと来るもんだから、わりあい取っ組みやすいのかもしれぬが、その道路のもと土地なんでもして、しかし、そういうことは書類の上だけのことでだから、案外軽く考えている。これは非常にいやと思つておられます。だから、ぜひ計画を持ってほしいんです。民事局長のほうで何かそういう計画の草案といふんですか、そういうふうなものがある、ひとつ私案でもつけようから、こういうふうな考えをいふことであつたら、意見を参考にこの際にかしてほしいと思つておられます。

○政府委員(平賀健太郎君) 登記所の施設の現状、これまた亀田委員の仰せられるとおりでございまして、中にはほんとうに破産状態に瀕しておる登記所がかなりございまして、東京都内にもございまして、大阪の市内にもございまして、各地にございまして、非常に頭痛の種になつておられるわけでございます。ただ何ぶんにも登記所の施設が全国に散在しておりまして、総数約千九百なのでございまして、その大部分が明治、大正時代に建つたという古い施設が非常に圧倒的に多うございまして、関係で、私どもとしまして、年次計画を立てまして大量の改築なり増築なんかできると非常にいいと思つておられます。が、遺憾ながら現状はそういういきまさんので、ほんとうにひどいものから逐次にいふことでやつていかざるを得ない現状で、毎年の予算の現状を見ますと、二十から三十斤くらいにつきまして改築の予算が入るといふような現状でございまして、どうも年次計画を立てるといふにはほど遠い現状なので

○政府委員(平賀健太郎君) 登記所の施設の現状、これまた亀田委員の仰せられるとおりでございまして、中にはほんとうに破産状態に瀕しておる登記所がかなりございまして、東京都内にもございまして、大阪の市内にもございまして、各地にございまして、非常に頭痛の種になつておられるわけでございます。ただ何ぶんにも登記所の施設が全国に散在しておりまして、総数約千九百なのでございまして、その大部分が明治、大正時代に建つたという古い施設が非常に圧倒的に多うございまして、関係で、私どもとしまして、年次計画を立てまして大量の改築なり増築なんかできると非常にいいと思つておられます。が、遺憾ながら現状はそういういきまさんので、ほんとうにひどいものから逐次にいふことでやつていかざるを得ない現状で、毎年の予算の現状を見ますと、二十から三十斤くらいにつきまして改築の予算が入るといふような現状でございまして、どうも年次計画を立てるといふにはほど遠い現状なので

○政府委員(平賀健太郎君) 登記所の施設の現状、これまた亀田委員の仰せられるとおりでございまして、中にはほんとうに破産状態に瀕しておる登記所がかなりございまして、東京都内にもございまして、大阪の市内にもございまして、各地にございまして、非常に頭痛の種になつておられるわけでございます。ただ何ぶんにも登記所の施設が全国に散在しておりまして、総数約千九百なのでございまして、その大部分が明治、大正時代に建つたという古い施設が非常に圧倒的に多うございまして、関係で、私どもとしまして、年次計画を立てまして大量の改築なり増築なんかできると非常にいいと思つておられます。が、遺憾ながら現状はそういういきまさんので、ほんとうにひどいものから逐次にいふことでやつていかざるを得ない現状で、毎年の予算の現状を見ますと、二十から三十斤くらいにつきまして改築の予算が入るといふような現状でございまして、どうも年次計画を立てるといふにはほど遠い現状なので

ございまして、私どももいたしましては、御承知のとおり、規定上は年間二十日というところになっておるのでございしますが、私どものほうで調べまして、約一万人近くの法務局の職員がいるわけでございますが、全国平均いたしまして七日前後の計算でございます。さらにこれをこまかく申し上げますと、これは全国的な調査の例がないのでございしますが、仙台の法務局におきまして、法務局の本局の職員は平均いたしまして年間十日でございます。支局の職員は三日という数字が出ております。

○亀田得治君 それは、担当の民事局長が年次計画の案を持っておらんようでは、なかなか大臣のほうも推進のことがないわけでは、やはり考えてほしいと思ふんです。登記関係というものの責任がこれでは持てないというふうな突っ込んだ立場に立って、職を賭してひとつこの問題は追求してほしい。これは要望しておきます。

ことしの増員がなるほど二百名あります。しかしながら、法務省の計算どおりにいきましたら、一人当たりの負担量が昨年よりもふえるわけですね、二百名増員になっても。現在すでに過重になって問題が起きていますのに、さらに負担がふえるわけなんです。甲と乙とのバランスのとおり方をもう少しきびしくすれば、もっと負担がふえる計算が出るのかもしれない。そういう点は別に、法務省の皆さんの計算どおりにいって、負担過重で困っている。その負担がさらにふえるわけでは、私は来年度のことについては、もう質疑の最終でもありませんから触れませんが、そういうことよりも、抜本的にこの問題と取り組む、そういうことをここで要求しておきます。

そこで、それが一番集中的にあらわれるのは、年次休暇の問題だと思ふますが、登記関係の人が年次休暇をとるのは非常に少ないように聞いているわけですが、実情はどうでしょうか。

○政府委員(平賀健太君) 年次休暇は、御承知のとおり、規定上は年間二十日というところになっておるのでございしますが、私どものほうで調べまして、約一万人近くの法務局の職員がいるわけでございますが、全国平均いたしまして七日前後の計算でございます。さらにこれをこまかく申し上げますと、これは全国的な調査の例がないのでございしますが、仙台の法務局におきまして、法務局の本局の職員は平均いたしまして年間十日でございます。支局の職員は三日という数字が出ております。

出張所が非常にこういふふうな休暇の日数が少なくなりますが、どうしても職員が一人とか二人とかという小さい出張所が多々ございます関係で、所長が休みますと、ほかの本局なり支局なりから代理をその日は出さなければいかんというふうなことになる関係で、出張所勤務の職員は、非常に気の毒なところがございますが、どうしても休暇がとりにくい。大出張所でございますと、かわりがおりますのでいいのでございますけれども、職員が一人二人ということになりますと、どうも実際問題として休暇がとれない。そういうことで、出張所につきましても年間平均三日しか休めないというものが現状でございます。

○亀田得治君 一般の国家公務員に比較してどうですか。
○政府委員(平賀健太君) 一般の公務員のはちよつと私平均の数字を知らないのでございますが、おそらく年次休暇の日数はそれより少ないのではないかと考えます。たとえば本省なんかと比較いたしますと、法務省本省では、とても一人七日というふうなことでございと思ふます。もつと多いと思ふます。十日あるいは二週間前後の平均しますと年次休暇をとっているのじゃないかと思ふわけでございます。

○亀田得治君 これは一例だけその点を申し上げたわけでは、これは一事が万事でありまして、先ほどのような趣旨でひとつ前向きで考えていただきたいと思ふます。

それから次に本論として税通問題に入るわけですが、昨年昭和三十八年度の税通をやられるときにも私たちがこころで若干質疑をしたわけですが、しかし、その際にはすでに三十八年度の年度に入っていたときでもありまして、多少質疑の時期がおそかったというふうにもあとから私たちが感じているわけですが、しかし、そのときにも、ともかく三十八年度はいま話し合っているようなことでやります、しかし三十九年度についてはよく検討しますと、こういう趣旨のお話を承っておったわけ

○政府委員(平賀健太君) まだやるともやらないともきまっておられません。○亀田得治君 私も、質問を始める前に、また聞きじゃないかと思ひました。それにタッチしておる人たちの気持ちというものを少し聞いて回ったわけですね。それから実際に仕事をされる人だけじゃないに、法務局の責任者のような立場の人、まあ上から言うてくると、法務局長などという立場があるものですか、なかなか民事局長にたてついていふふうなわけにもこれはいかんではないか、腹の中では、職場の現状を知っておるものですか、忙しくやっておるのにそこへまたこの仕事をやれというのはどうもかわいそうだとおもうふうな、どうも実際の腹はあまり積極的じゃない、そういうふうな感じをしているわけですがね。そういう点はどうなんでしょうか。

○政府委員(平賀健太君) 国の税務署に對する不動産の所有権の移転の通知は、ただいまお話しのように、三十八年度現在やっているわけでございます。三十九年度につきましても、実は国税庁のほうから本年度と同様引き続きやってもいいという要請がございいたします。私どものほうでは、目下検討をいたしております。また最終的に結論は出ておりませんが、いまこれを検討いたしておる段階でございます。検討の結果が outcome したならば、大臣に申し上げまして御決裁をいただきます。私どもの手元で検討をしておる段階でございます。

○政府委員(平賀健太君) ただいま仰せのように、税務署に對する通知につきましては、一部の職員から苦情がございいたします。私どもも、現実に苦情を聞いて、そういう声のあること、また、それも無理ならぬものがあることも重々承知いたしております。

ただ、実情を申し上げますと、不動産の移転がありました場合に登記所から通知をいたしますのは、実は国の税務署だけではなくて、固定資産税、不動産取得税の関係でもちまして市町村にも通知することになっておるわけでございます。これは戦前からこういふ通知がなされておったのでございまして、固定資産税、昔は地租家屋税でございまして、その固定資産税の所管庁に對する通知が、これは戦前から行なわれておったのでございいたします。戦前並びに台帳が税務署から法務局に移管されました以前は、登記所から税務署に對してこの通知をしておりました。固定資産税が地方税として市町村に移管になりましたから、これは市町村に通知する。これは現行地方税法にその規定が残ってずっと義務的に登記所の義務になってやっておるわけでございます。実情を申し上げますと、これがずっと戦前から引き継ぎの仕事をしておりますために、予算がなかなかこれは入らないのでございいたします。現在市町村に對する通知の関係で入っております予算は、わずかに用紙代五、六十万円なのでございいたします。

ところが、いわゆる税務署に對する通知は、昭和三十六年から国家機関相互間の協力ということで始めたのでございいたしますが、市町村に對する通知と全く同一の内容のものなのでござい

す。全く同一のものを通知いたします。わけで、この通知書の様式なんかいろいろ工夫をいたしまして、市町村に對する通知書をもう一通同じ内容のものをつくればいい、複写紙を使いまして二通つくるといふことでもって同じものをつくるということでも、できるだけ税務署に對する通知をするために余分の手数にならないように、実質的に市町村に對する通知と同時に、そのために特別の手数を要しないといふことであるといふ工夫し改善をいたしまして税務署に對する通知をやっておるわけでございます。

法務局の職員が一部に苦情がありますのは、国の税務署に對する通知だけではございませんで、実は根本を申しますと、市町村に對する通知が実は非常に負担なのでございます。私ももといたしまして、予算の改善といふことを強く必要を感じまして財政当局には要望いたしておるのでございます。これは戦前から行なっておる仕事であります関係で、なかなか予算の増額といふことができないのでございませう。そこで、国の税務署に對する通知を国税庁との協力関係といふことで行なうようになりまして、国税庁のほうで相当の予算はみると、私どものほうでは法務局の現状にかんがみまして相当の予算を分けてもらおう交渉をいたしまして、三十八年度におきましては国税庁のほうから総額約千二百万円の手算を分けてもらったのでございませう。これは予算執行の形式上は支出委任という形をとっておりませうが、ざっくりばらんに申し上げますと、国税庁に入っております予算を千二百万円分けてもらって実は三十八年度におきま

ては通知を実施してきたわけでございます。この千二百万円というものは、国税庁に對する通知だけに使われるのではなくて、むしろ本体は、市町村に對する通知が予算では五、六十万円しか見ておりませんで、それが非常に突情に合わない予算でございませう。市町村に對する通知をこれでカバーしておるといふ、ざっくりばらんに申し上げますと、そういう実情なのでございませう。

そこで、三十九年度も国税庁のほうではぜひ協力してもらいたいという要請がすでございませう。これは國家機關相互間の協力といふことで、もし可能なら法務局としては当然協力すべき筋合いのものでございませうが、やはり何と申しましても法務局の非常に事務繁忙の現状でございませうので、できる限り国税庁のほうから予算を見てもらう。まあ国税庁に入つた予算を頼りにするようではなはだ情けないことではございませうけれども、できる限り国税庁のほうでその予算面において援助をしてもらう。そういう関係で、一体国税庁のほうからどのくらい援助がいただけるかといふことで目下折衝をしておるわけでございます。これでどうしてもカバーができません、そういうことではどうもだめだといふことになりませう。これは三十九年度はやめるということになりませうけれども、国税庁のほうで相当の措置をしてくれるということになりませうれば、三十九年度もまた三十八年度と同様にやるといふことになりませうかと思つてございませう。いずれにしましても、私もとしましては、法務局の事務の現状といふも

のに立脚いたしましたして、現実的に考えていきたいといふふうに思つておる次第でございます。

○龜田得治君 市町村に對する通知を一枚書くのも複写で二枚書くのもたいして違わんじやないかといふふうな言われませうけれども、私も最初はそういう感じもして、実際にやっておる人にそう言うたことがあるんですが、それがまた非常に違うらしいんですね、一枚と二枚では、事務がそれほど混んでおらぬ場合はいいですけども、そうでない状態、飽和状態にあるときに一枚だけささっとペンで書いていけばいいのと、複写で特に書いておいてさうにそれを仕分けをして間違わんようにするといふのは、そう先生が言うように簡単なものじやないですよ。まああそつて言われてみれば、やはりそうかもしれぬと思つたんですね。こつちが忙しい勉強でもしているときにちよつと子供でも横から要らぬことを言うと、普通ならば何でもないことがびんとくるようなものでして、だから飽和状態にあるといふことを前提にしてやはり考えてやらんといふかと思つたんですね。手がすいているなら、そんなことはたいた問題じやなからう、ざっくりばらんにそう思うんです。そうでないところに問題がある。それは民事局長もよくご存じでしょう。

そこで、これもわかり切つたことですが、ちよつと確かめておきたいわけですが、この仕事は本来はやはり国税庁の仕事だといふことは、法務当局も国税当局もその点は確認しているわけでしょう。協力するせぬといふ問題は別にして、本来は国税庁が取る税金の資料なんですから、国税庁の仕事だ、

これははっきりしているんでしょね。

○政府委員(平賀健太君) これは徴税の資料になるわけでございますので、あくまでもこれは仰せのとおり国税庁の所管の仕事であるわけでありませう。

○龜田得治君 ところで、そういう税通がなされておるわけですが、実際には国税庁、税務署では何割くらいそれを利用してらるんですか。つまり、登記所のほうは、所有権移転登記があると片っぱしから書いて送るわけですね。そのうちの何割が国税庁では課税対象になつてらるのですか。

○政府委員(平賀健太君) これは、国税庁としましては、要するに不動産の譲渡所得を把握する資料になるわけだ、所得税の徴税資料といふことになると思つて、現実には譲渡所得があれば、これは申し上げるまでもないこととありますけれども、所得税がかかつていく。譲渡所得がない、費用を差し引けば全然ないといふことでかからない場合もございませう。しかし、一応こちらから通知したことは全部向こうで資料として利用していることは当然だと思つてございませう。

○龜田得治君 実際にその資料を使ってその結果としてそれによつて徴税していくといふものは、半分くらいになるのじやないですか。これはきちんとして調べてみないようではございませう、若干私も聞いてみたところ、多くて半分じやないか、それは場所によつて違つたが、二、三割が普通じやないか、多くて五割までだといふ多に聞くわけですが、その点はどうかと思つておる。

でございますして、これはそういう課税の対象となる機会をこれで通知する。で、もちろんこれのみで課税ができるわけじやございませうわけでありませう。あるいは実際不動産の移転がございました場合に、譲渡所得がかかつていくのは移転の総件数のあるいは二〇%とか三〇%といふようなことかもしれませう。私もその点はあまり事情をつまびらかにいたしておりませう。

○龜田得治君 免税点なりいろいろな関係でそういう数字が出てくるわけでしょうが、そうしますと、忙しいのに登記官吏の人がそういう書類をつくらせて送つておらぬ、そういうことも言えるわけだ。ひまならないんだけれどもね。だから、そういう程度のものなら、税務署の人が登記所に来ておつて、ざつと書類を調べて、必要なやつだけをとつとつとつとっていく。向こうはちゃんと国税を徴収する専門家なんだから、見当で大体わかつていくわけだ。ところが、こつちのほうは国税徴収の関係じやないのだから、だから、とにかくあちらに送るといふことになれば、細大漏らさずやはり送らぬといかん、自分のほうには選択権がないわけだから。だから、そういう面からみましても、どうも不合理があるように思つておる。みんなそれが生きるのならないけれども、半分以上死んでしまふ。そういう点をもうちよつと検討してもらえぬでしょうか。

○政府委員(平賀健太君) 税務署といつたしましては、とにかく不動産の移転があつたかどうかといふことは登記を通じて以外には知る方法がないわけ

でございます。どうしてもやはり登記された不動産の移転というものを全部把握しまして、その中から一体課税の対象になるものはどれかということ調査して進めていくというわけでありまして、あらかじめ登記の関係を見ないでもって課税すべき事件というものが税務署にはわかるわけじゃないのでございます。でありますから、かりに登記所から通知しないということになりますと、税務署のほうから登記所に参りまして、登記の申請書なりあるいは登記簿を一々調べまして、全部の移転の事件というものを拾い出しまして、そしてそれを元にして個々の調査をするということにならざるを得ないと思つてございます。でありますから、実際問題としては、こちらでせつかく通知いたしまして、こちらの通知された事件のうちの二割とか三割とかいふようなものしか実際には課税されないということになるかもしれぬとも思つてございますけれども、やはり通知は全体としてこれは役に立っているというところになると思つてございます。以前でございますと、税務署から登記所に参りまして登記の申請書を調べておつたのでございます。これはもうほんとうにつけたりの理由でございますけれども、たゞさき狭い登記所の事務室に税務署から何人かやってくるというふうな理由でございまして、狭い事務室がますます狭くなる。そういう不便もございまして、それがもちろん主たる理由じゃございませぬけれども、こちらのほうで協力をいたしまして、私どもとしましては、市町村に対す

る通知ということがないとなれば、もちろんこういふ新しい協力はいたすはずはございません。すでに市町村に対してやっておりますのであります。これも市町村に対する実質は協力でありませぬ。地方税法に規定はございますけれども、それは市町村の徴税の便宜のために通知することになっておるのではありません。利益を受けるのは市町村でございます。これもやはり協力的なものであります。それと全く同じ内容のもを国の税務署にも一緒に一通余分に通知書をつくつて送るということでございますので、事務の負担はそのためにそうふえるといふのでございます。そういうわけでは、国の税務署に対する通知に協力することが、国家機関相互間の協力という根本的な、これは法律の明文になつても、そういう義務が国家機関相互間にあると思つて、国の行政事務を能率的に合理的に処理していくという見地から、そうすることが好ましいというふうにも私は考へておる次第でございます。

○亀田得治君 だから、その前提になるのは、人が足らぬことと場所が狭いことなんです。現在その場所が狭くて困つておるところへ税務署の調査員が来て調べたらよけい困るだろうというその点を一つの理由にされるわけですから言へば、そういう状態を解消してくれと。これがつまり年次計画を立ててちゃんとしなければいかんわけですね。実際は、そういう調査ではかから来るような場合には、ちゃんとした部屋くらいあてがって、そこで調べても足らぬくらいにすべきなんです。登記関係なんというものはいろいろなところに関係があるわけですからね。税務署だけじゃないんですよ、それは。一般の利害関係者にしても、ともかく狭いから、しろうとが行つてちよつと調べようと思つたつて、じゃま者扱いされて、そういう気持ちがあるわけじゃないけれども、狭いからどうしてもそうなんぢやうなんです。だから、そういうことがいかんわけなんです、それを直さずに、むしろそのことを理由にして今度は協力をせよとやるというのは、これは、もう主客転倒なんですね。だから、そこら辺でちよつと聞き直つて税通というものをもう拒絶してしまふくらい強い態度をとつて、そうして大蔵省のほうでちゃんと人と建物をそろえて、こちらも余裕ができたならば、それはまたそのときで前向きで相談しようというくらいにやらぬと、これは進まないと私は思う。同じことをいつまでも繰り返して忙しいうところによけい忙しくさせるといふことが非常に職場全体を暗くする、そういう感じを非常に強く受けておるわけです。だから、そういう現状に局長がなれてしまつては、私はいかんと思つて。

そこで、次に関連してさらにお尋ねしますが、資金職員を昨年は税通のために六十名配置されたわけですね。その配置表は私持っておりませんが、この六十名が配置されなかつた登記所は、結局、税通をやつたからといって、費用が少しもプラス・アルファされておらぬわけですか。

○政府委員(平賀健太君) ただいま仰せの資金の関係でございますが、総額にしまして約九百万円を国税庁から分けてもらつておるわけでございます。現実にこの九百万円の予算で採用しておりますのは五十九名でございます。で、人数にしまして五十九名という小人数になりましてために、繁忙庁だけをとりましたも数百あるわけでありまして、登記所に全部これを配置するといふことはどうしても不可能でございますので、一部の事務繁忙庁に配置するということになつたわけでございます。

○亀田得治君 それで、結局、千二百万の中の九百万が人員費関係に回つた。その人員を配置されなかつたところは、従来の正規の予算の中でこの仕事もこなしている、そういうことになつておるわけですか。

○政府委員(平賀健太君) そのとおりでございます。

○亀田得治君 それはちよつと筋が通らぬのじゃないですかね。それは、人員の配置されなかつたところは、配置を受けたところに比較すると、若干手がすいている場所であろうと私は思ふんです。それにしても、配置されなかつたところが大部分であるわけですね。その余分な仕事をしてもそれがちよつともプラス・アルファがつかないというものは、どうもこれは不合理なように思ふんですが、どうなんですか。実際に配置されなかつたところでも、相当に忙しいうところがあるのではないですか。だから、そういう実際に忙しいのに五十九人というところのために人が来ぬというやうなところは、非常な負担ですわね。ひまだからおまえついでにやっておけというやうなところは、これはちよつと理論的な問題になりますけれどもね。そうでないところは、実際にこれはあなただけではないですか。

○政府委員(平賀健太君) 仰せのとおりでございます。そういう関係もございまして、三十九年度をどうするかという点につきましては、十分国税庁ともいふ折衝をいたしておるわけでございます。決してこれで十分だとは私ども思つていないわけでありませぬ。

○亀田得治君 そうすると、人員配置のないところでも若干の何かはつくわけですか。

○政府委員(平賀健太君) 具体的にどうなりませぬか、目下検討中でございます。すので、いまだどうなるかといふことは申し上げることができぬわけでございますけれども、できるだけ法務局の現状に即した措置をとつた上でもしやるとすればやりたいということなんでございます。そういうことでもって国税庁とも交渉をしておる段階でございます。

○亀田得治君 まあこれは断つてもえれば一番問題は簡単でいいわけですがね。そんなみみちいものをせひつけてくれという意味で言つておるわけじゃないので、ただ、昨年度について五十九名では、あまりにも引き受けて実行するにしても少ないし、非常なアンバランスが出ておることを聞きますので、申し上げたわけですね。若干のものを取つてせひ大いにやつてくれという意味じゃないですから、ひとつ誤解のないように願ひます。

次に、登記所の統廃合の問題に移りますが、大臣に最初一言だけお聞きします。

登記所が全国に数多くあるために、法務省としてはずっと前から登記所の統廃合計画ということをやられたわけですね。遂次実行された。しかし、私

はその後社会的な条件が相当違つてき
ておるんじゃないかと思う。というの
は、いろいろな地方の経済開発なり新
しい問題がその後たくさん出ておりま
すわね。そういう関係から、いなかだ
と思つていたところが案外そうではな
くなる。当然、そういう問題が起きて
くれば、これは不動産に關係してくる
わけですね。だから、そういう条件の
変化というのを考えますと、法務省
が当初立てられた登記所の統廃合問題
というものは、一べんきめたのだとい
うことでその原案にとられ過ぎます
と、どうも不自然なところがござるん
じゃないかという感じがするわけ
です。だから、ぜひこれはひとつ社会条
件がそういうふうに変つておるなら
變つておるなりにやはり再検討する
ということが必要のように思つてい
るんです。こまかいことは民事局長にお
聞きしますが、大臣の所感を聞いてお
きたいと思つています。

○國務大臣(賀屋興宣君) いまの亀田
委員の御質問は私は全く同感でござい
まして、一べんきめたからといって、
その後非常にその場所に登記事務がふ
えるような、ことに最近のような経済
情勢の変動がある場合には、著しく変
化があると思つています。ですから、一べ
んきめたからなんというところでなく、
実情に応じてそれこそ弾力性をもつて
考えなければいけない、こう深く考え
ておりまして、その指示をいたしてお
ります。

能率を主にして考える傾向がある。利
用者のほうの立場からの検討の足りな
い面があるんじゃないか。たとえば酒
屋の統廃合にしても、統廃合してその
店が—そのころは努力問題、政府が
おもてしたが、減りますと、今度は消
費者のほうからいつたら遠方へ買いに
行く、こういう矛盾がありましたので、
当時、政府に戒めておつたので、
が、登記所の場合でも十分検討しお
ると思つていますが、官庁側からいへば、
先ほど種々お話がありましたとおり、
統合して所員の職務が少しでも合理的
にできるというところや、その他もつ
もな点がたくさんござりますが、利用
者のほうの立場を考えない。そのため
に、非常に交通費を出したり、登記
所に出向く時間がふえたり、極端な
場合には一泊しなければならぬ。こ
ういうふうな利用者側のロスと官庁側
の利益というものをてんびんにかけな
ければ簡単にきめるべき問題ではない
のじゃないか。そういう要素も従来決
して考えないわけじゃないか。ま
が、なおそういうほうにも少し重き
を置いて考えていくべきではないかと
思つています。

それで、地元等におきまして非常に
異議のある場合には、決して既定の方
針などというところでなく、十分に慎重
に再検討をし、かつ十分に地元の人が
納得してもらふように、そういう段階
に到達してやりたい、こういうふう
に民事当局でも努力いたしておるよう
なわけでございます。

○龜田得治君 大臣のほうできわめて
明快にお答えいただきましたので、非
常にその点了解いたしました。ぜひそ
ういう方針で、一度言うたことだから
というふうなことにとらわれなくて、
しかし、ほんとうにやらなければなら
ぬところはやってもらうようにお願い
しておきます。

そこで、お急ぎのようですから、民
事局長にお聞きしますが、従来、資料
を拝見しますと、ずっと統廃合をやら
れてきておりますが、これは大体小さ
いところですか。

○政府委員(平賀健太君) 仰せのと
おり、大体小さいところが大部分でござ
います。

○龜田得治君 小さいというところ、大
中の分け方の問題があるかもしれませ
んが、どういうところを小さいところ
と言つておられるんでしょうか。

○政府委員(平賀健太君) 職員の数で
申したほうがいいと思つていますが、職員
が一人二人というところが大部分で
ございまして、三人以上のところなんか
はごくわずかでございまして。大部分が
職員一人二人という小さい出張所で
ございまして。

○龜田得治君 これは大阪のことを申
したいへん恐縮ですが、あつて古
市、富田林、長野、こういうところ
にあるわけですね。これがあの辺へ行く
といつても問題になるんです。最近あの
辺は住宅がぐつとふえてきておるん
で、おのづから発展して、こうい
うおのづから、その登記所を合わせる
んだとか、何かそんなような話が出て
いるわけですね。関係者は非常に心配
して、おのづから、おのづから見て
も、ちょっとその点をもしお調べに
なつておれば、人数なり件数をお
しやうしてほしいんですが、そんな小さい
ものじゃないんです。相当規模が大
きいんです。そうして住民もそれを希
望しておるものを、無理やり取つて
しまふというのは、これは一体サービ
ス機關を何と心得ておるのであるか。
地元の本府議は、いろいろの人々
から強い希望を聞いておるのであり
ますが、一体どういふふうになつて
いるんですか。

○政府委員(平賀健太君) ただいま御
指摘の三つの出張所は、いずれも大阪
法務局管内の出張所でございます。古
市出張所が中でも一番大きいのでござ
います。職員が五名おります。それか
ら昭和三十七年度の事件を見ますと、
登記事件の甲号が一万件でございま
す。それから富田林は、職員が三名
で、事件数が約五千七百件でございま
す。それから長野出張所も、同じく職
員三名でございまして、事件数は約
三千件でございまして。

○龜田得治君 最近ずっと登記事件は
ふえておるんでしょう。その点はど
うでしょう。

○政府委員(平賀健太君) この辺は、
仰せのとおり、事件が増加する傾向に
あります。

○龜田得治君 それなら、それを取
つてしまふというふうなのは、さっきの
大臣の御答弁からいいますと、慎重に
検討しなければならぬ部類のものだ
と私は思つておるんですが、どうなん
でしょう。

○政府委員(平賀健太君) 結論から申
し上げますと、仰せのとおり私ども
も考えております。

○政府委員(平賀健太君) 結論から申
し上げますと、仰せのとおり私ども
も考えております。

○政府委員(平賀健太君) 結論から申
し上げますと、仰せのとおり私ども
も考えております。

○政府委員(平賀健太君) 結論から申
し上げますと、仰せのとおり私ども
も考えております。

○政府委員(平賀健太君) 結論から申
し上げますと、仰せのとおり私ども
も考えております。

○政府委員(平賀健太君) 結論から申
し上げますと、仰せのとおり私ども
も考えております。

○政府委員(平賀健太君) 結論から申
し上げますと、仰せのとおり私ども
も考えております。

○政府委員(平賀健太君) 結論から申
し上げますと、仰せのとおり私ども
も考えております。

○政府委員(平賀健太君) 結論から申
し上げますと、仰せのとおり私ども
も考えております。

○政府委員(平賀健太君) 結論から申
し上げますと、仰せのとおり私ども
も考えております。

○政府委員(平賀健太君) 結論から申
し上げますと、仰せのとおり私ども
も考えております。

○政府委員(平賀健太君) 結論から申
し上げますと、仰せのとおり私ども
も考えております。

○政府委員(平賀健太君) 結論から申
し上げますと、仰せのとおり私ども
も考えております。

○政府委員(平賀健太君) 結論から申
し上げますと、仰せのとおり私ども
も考えております。

○政府委員(平賀健太君) 結論から申
し上げますと、仰せのとおり私ども
も考えております。

○政府委員(平賀健太君) 結論から申
し上げますと、仰せのとおり私ども
も考えております。

○政府委員(平賀健太君) 結論から申
し上げますと、仰せのとおり私ども
も考えております。

○政府委員(平賀健太君) 結論から申
し上げますと、仰せのとおり私ども
も考えております。

○政府委員(平賀健太君) 結論から申
し上げますと、仰せのとおり私ども
も考えております。

○政府委員(平賀健太君) 結論から申
し上げますと、仰せのとおり私ども
も考えております。

○政府委員(平賀健太君) 結論から申
し上げますと、仰せのとおり私ども
も考えております。

○政府委員(平賀健太君) 結論から申
し上げますと、仰せのとおり私ども
も考えております。

○政府委員(平賀健太君) 結論から申
し上げますと、仰せのとおり私ども
も考えております。

○政府委員(平賀健太君) 結論から申
し上げますと、仰せのとおり私ども
も考えております。

○政府委員(平賀健太君) 結論から申
し上げますと、仰せのとおり私ども
も考えております。

○政府委員(平賀健太君) 結論から申
し上げますと、仰せのとおり私ども
も考えております。

○政府委員(平賀健太君) 結論から申
し上げますと、仰せのとおり私ども
も考えております。

○政府委員(平賀健太君) 結論から申
し上げますと、仰せのとおり私ども
も考えております。

○政府委員(平賀健太君) 結論から申
し上げますと、仰せのとおり私ども
も考えております。

○政府委員(平賀健太君) 結論から申
し上げますと、仰せのとおり私ども
も考えております。

○政府委員(平賀健太君) 結論から申
し上げますと、仰せのとおり私ども
も考えております。

○政府委員(平賀健太君) 結論から申
し上げますと、仰せのとおり私ども
も考えております。

○政府委員(平賀健太君) 結論から申
し上げますと、仰せのとおり私ども
も考えております。

○政府委員(平賀健太君) 結論から申
し上げますと、仰せのとおり私ども
も考えております。

○政府委員(平賀健太君) 結論から申
し上げますと、仰せのとおり私ども
も考えております。

○政府委員(平賀健太君) 結論から申
し上げますと、仰せのとおり私ども
も考えております。

○政府委員(平賀健太君) 結論から申
し上げますと、仰せのとおり私ども
も考えております。

○政府委員(平賀健太君) 結論から申
し上げますと、仰せのとおり私ども
も考えております。

○政府委員(平賀健太君) 結論から申
し上げますと、仰せのとおり私ども
も考えております。

○政府委員(平賀健太君) 結論から申
し上げますと、仰せのとおり私ども
も考えております。

○政府委員(平賀健太君) 結論から申
し上げますと、仰せのとおり私ども
も考えております。

○政府委員(平賀健太君) 結論から申
し上げますと、仰せのとおり私ども
も考えております。

○政府委員(平賀健太君) 結論から申
し上げますと、仰せのとおり私ども
も考えております。

○政府委員(平賀健太君) 結論から申
し上げますと、仰せのとおり私ども
も考えております。

○政府委員(平賀健太君) 結論から申
し上げますと、仰せのとおり私ども
も考えております。

○政府委員(平賀健太君) 結論から申
し上げますと、仰せのとおり私ども
も考えております。

○委員長(中山福藏君) 他に御発言もございませぬようですから、質疑は終局したものと認めて御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中山福藏君) 御異議ないと思えます。

それでは、これより討論に入りませぬ。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御意見もないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中山福藏君) 御異議ないと思えます。

それでは、これより採決に入りませぬ。不動産登記法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中山福藏君) 全会一致でございます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本会議における口頭報告、委員会報告書の作成等につきましては、先例により委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中山福藏君) 御異議ないと思えます。よって、さよう決定いたしました。

○委員長(中山福藏君) 次に、鉄道公安職員の職務に関する法律を廃止する法律案を議題とし、発議者より提案理由の説明を聴取いたします。中村君。

○中村順造君 たいま議題となりました鉄道公安職員の職務に関する法律を廃止する法律案につきまして、提案の理由を説明いたします。

鉄道公安職員の職務に関する法律は、議員立法として、昭和二十五年八月、第八回国会において成立したものであります。その立法の経緯としましては、終戦後の旅客輸送秩序の混乱、悪性荷物事故の発生、鉄道施設内における犯罪、あるいは輸送知識を利用して犯罪等が増加し、しかもそれが大規模化、集団化するに至ったという特殊事情があったのであります。日本国有鉄道においては、駅長、助役、車掌など特定の職員に従来から司法警察職員の権限が与えられていたが、その権限は限定的であつたので、当時の実情に合わず、かような状況に対処するため、専従者による統一ある鉄道公安維持の制度確立へと進んでまいりました。現行鉄道公安職員の職務に関する法律の制定により、当時すでに日本国有鉄道の公安維持に当たっていた鉄道公安職員に鉄道犯罪の捜査権を持たせ、武器の携行を許すこととなり、鉄道運輸の治安確保に万全を期することとなったのであります。

かくて、この法律は、当時の鉄道輸送の公安上の特殊事情に対処するため生じたものであります。今日においては、さきに述べましたこの法律制定当時の特殊事情はすでに解消し、悪質な鉄道犯罪も今日ではほとんど見られず、また、鉄道輸送の秩序も顕著な改善をみているのであります。

さらに、この法律は、鉄道輸送の専門的知識を有する国鉄職員によって犯罪捜査を行なうという意義を有しているたのであります。今日では、制度的に、次のような疑義ないし欠陥を見せるに至っているのであります。

第一に、この法律における鉄道公安職員は、日本国有鉄道という公社の職員であり、したがって国家機関でもない公社の職員が、犯罪捜査権を制限的とはいへ、全国にわたって持つこととは、わが国の法律体系としては合理的であるかどうかという点であります。

第二に、この法律による犯罪捜査に関する職務と日本国有鉄道の職員としての警備に関する職務とが同一人に重複して付与されているという制度的欠陥を示している点であります。すなわち、国鉄職員として警備を行なっている段階において、直ちに鉄道公安職員の職務に関する法律に基づく犯罪捜査権を行使し得るような制度となっている結果、捜査権の乱用のおそれがあるのであります。

以上述べました疑義ないし欠陥が、運用面においては、労働組合運動に対する鉄道公安職員の介入という形で、弊害となつてあらわれてきているのであります。

犯罪の発生しない以前から鉄道公安職員が警備に名をかりて組合運動の場に出動することは、組合運動に対する威嚇となり、これが組合運動における労使関係の本来の対等性を破壊する結果となるのであります。

しかも、一たん鉄道公安職員に犯罪ありと思料されるに至れば、直ちに捜査機関として活動するに至るのみならず、どこまでが公社の職員としての警備活動であり、どこからがこの法律による鉄道公安職員としての捜査活動であるのか、實際上客観的に区別もできないのであります。

以上述べましたとおり、事情の変化に加えて、疑義、欠陥、弊害等が生じていることにかんがみ、この際、鉄道公安職員の職務に関する法律は廃止すべきものであると考えられるので、この法案を提出した次第であります。

なお、附則においては、この法律の施行の日を公布後一月を経過した日からとしたほか、施行に伴う必要な整備規定を定めております。

何とぞ慎重審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いする次第であります。

○委員長(中山福藏君) 以上で提案理由の説明は終わりましたが、本案に対する質疑は後日に譲りたいと存じます。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十七分散会

三月五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、鉄道公安職員の職務に関する法律を廃止する法律案(中村順造君 発議)

鉄道公安職員の職務に関する法律を廃止する法律案
鉄道公安職員の職務に関する法律を廃止する法律案
附則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(運輸省設置法の一部改正)
2 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。
第四条第一項第三十二号を次のように改める。
三十二 削除

第二十七号第一項第四号中「鉄道公安職員の指名及びその職務の監督並びに」を削る。
3 外国人登録法(昭和二十七年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。
第十三条第二項中「鉄道公安職員」を削る。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法の一部改正)
4 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法(昭和二十七年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。
第十四条第一項中「(鉄道公安職員を含む)」を削る。

(日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法の一部改正)
5 日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法(昭和二十八年法律第二百六十五

号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「鉄道公安職員を含む。」を削る。

(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法の一部改正)

6 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法(昭和二十九年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「鉄道公安職員を含む。」を削る。

(証人等の被害についての給付に関する法律の一部改正)

7 証人等の被害についての給付に関する法律(昭和三十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「鉄道公安職員を含むものとし。」を削る。

(経過規定)

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

三月六日本委員会に左の案件を付託された。

一、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は一月三十日)

一、刑事補償法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月三日)

三月六日本委員会に左の案件を付託された。

する請願(第八五三号)(第八八三号)(第八八九号)(第八九〇号)(第九一七号)(第九四四号)

第八五三号 昭和三十九年二月二十四日受理

戦争犯罪裁判関係者の補償に関する請願

請願者 山口県萩市新川西区 安藤修道外二十四名

紹介議員 二木 謙吾君

この請願の趣旨は、第七七一号と同じである。

第八八三号 昭和三十九年二月二十五日受理

戦争犯罪裁判関係者の補償に関する請願

請願者 宮崎市神宮西町三二八 高橋忠道外一名

紹介議員 平島 敏夫君

この請願の趣旨は、第七七一号と同じである。

第八八九号 昭和三十九年二月二十五日受理

戦争犯罪裁判関係者の補償に関する請願

請願者 佐賀県唐津市坊主町四 六四 樋口敬七郎

紹介議員 杉原 荒太君

この請願の趣旨は、第七七一号と同じである。

第八九〇号 昭和三十九年二月二十五日受理

戦争犯罪裁判関係者の補償に関する請願

請願者 鳥取県米子市皆生南大

境二二三ノ三 八原博 通外一名 紹介議員 仲原 善一君

この請願の趣旨は、第七七一号と同じである。

第九一七号 昭和三十九年二月二十六日受理

戦争犯罪裁判関係者の補償に関する請願

請願者 新潟市名目所二、九二〇 三原七郎外十一名

紹介議員 小柳 牧備君

この請願の趣旨は、第七七一号と同じである。

第九四四号 昭和三十九年二月二十七日受理

戦争犯罪裁判関係者の補償に関する請願

請願者 福岡市草香江町二ノ一 四ノ三二五 津川直志 外六名

紹介議員 亀井 光君

この請願の趣旨は、第七七一号と同じである。

第七号中正誤

ページ段行 誤 正

一三 終わり 遂げまし 遂げまし

七〇 七〇六 いて、 いて、

六一 六一五 と、 と、

三 警察方 警察方

九三 九三一 診断書と 診断書と

一〇 一〇六 この言っ た。こ 言っ た。

二二 二二三 終わり 決意 決意を

五 五から 決意 決意を

第八号中正誤

ページ段行 誤 正

一 一から 終わり 終わり

二 二から 終わり 終わり

三 三から 終わり 終わり

四 四から 終わり 終わり

一〇 一〇から 終わり 終わり

四 四二〇 事件の推 事件の推

二 二二一 密に精 密に精

一 一から 終わり 終わり

六 六一九 終りま 終りま

一〇 一〇一 終りま 終りま

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

昭和三十九年三月二十一日印刷

昭和三十九年三月二十三日発行